

(仮称) 大高山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社石油輸送リース森山が、青森県西津軽郡鮎ヶ沢町において、最大で総出力74,800kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺においては、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、渡り鳥の渡り経路となっている可能性が高い。このため、本事業の実施に伴い、これらの鳥類への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の周辺においては、本事業者の関連事業者を含む他事業者による風力発電所が設置済及び設置予定であることから、累積的な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者（本事業者の関連事業者を含む。以下同じ。）による風力発電所が設置済及び設置予定であることから、累積的な影響が懸念される。このため、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

1. (2) 並びに 2. (1)、(2) 及び (3) により、騒音等及び風車の影による環境影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺においては、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、渡り鳥の渡り経路となっている可能性が高いことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、東北自然歩道整備計画（平成2年7月、環境省）に基づく「東北自然歩道」、青森県自然環境保全条例（昭和48年青森県条例第31号）に基づく「大高山県緑地保全地域」が存在しており、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音等、風車の影、景観の変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響について予測及び評価を行うとともに、影響を回避又は極力低減すること。また、人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、青森県並びに人と自然との触れ合いの活動の場の管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。